

## 第7章 社会環境の浄化



## 第7章 社会環境の浄化

## 第1節 青少年のメディアに対する意識

情報化の急速な進展に伴い、子どもたちが携帯電話やパソコン等のメディアを利用する機会が日常化した一方、メールや出会い系サイト等のインターネットを介した子どもたちの問題行動やトラブルが急増し、緊急的な課題となっている。

平成22年度に県が実施した「青少年の意識に関する調査」では、メディアに関する項目として、1 携帯電話の所有状況、2 携帯電話の使用目的、3 携帯電話の使用時間、4 自由に使えるパソコンの所有状況、5 自由に使えるパソコンの使用目的、6 自由に使えるパソコンの使用時間、7 年齢制限サイトへのアクセス状況、8 学校裏サイトへのアクセス状況、9 フィルタリング機能の認知状況、10 携帯電話のフィルタリング機能の利用状況、11 パソコンのフィルタリング機能の利用状況、12 インターネット利用時のエチケットやマナーの認知状況、13 インターネット利用時のエチケットやマナーの習得状況について調査した。なお、調査対象は、無作為抽出した県内の小・中・高等学校計42校の小学6年生、中学2年生、高等学校2年生の計1,255人である。

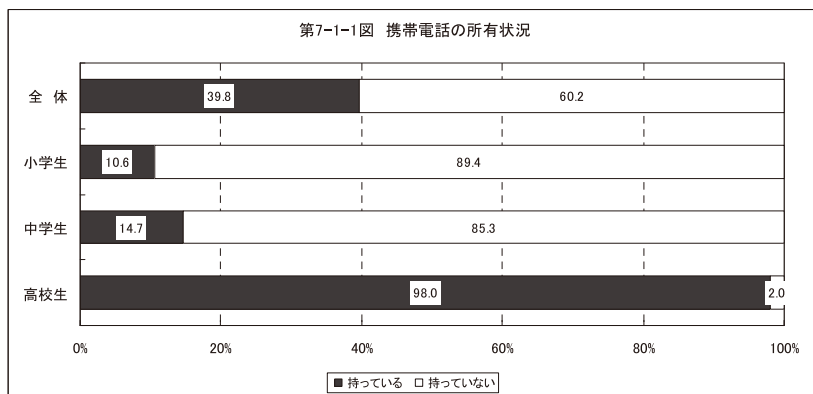
## 1 携帯電話の所有状況

## (1) 全体集計結果

自分専用の携帯電話を持っているかどうかを尋ねたところ、「持っている」が39.8%となっており、「持っていない」よりも20.4ポイント低い。(回答者数1,250人)

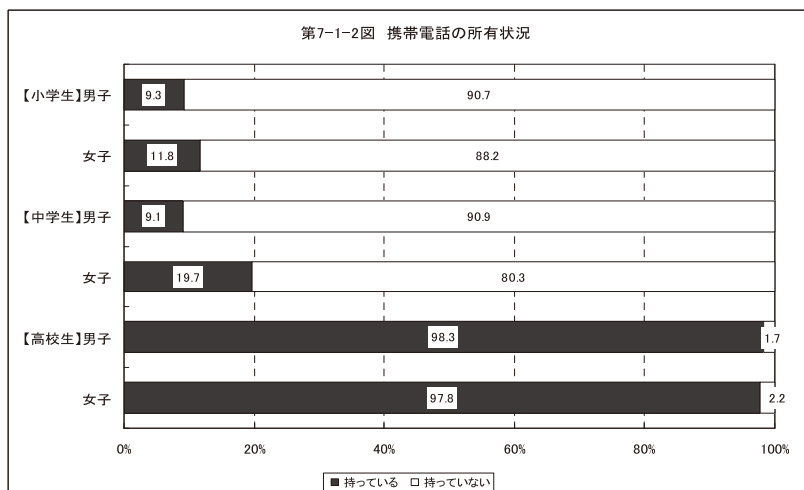
## (2) 学校種別集計結果

携帯電話の所有率が最も高いのは、高校生の98.0%で、以下、中学生(14.7%)、小学生(10.6%)となっている。



## (3) 性別集計結果

高校生では、所有率で男女間に差が見られないが、小学生、中学生では、女子のほうが男子よりも所有率が高い。



## 2 携帯電話の使用目的

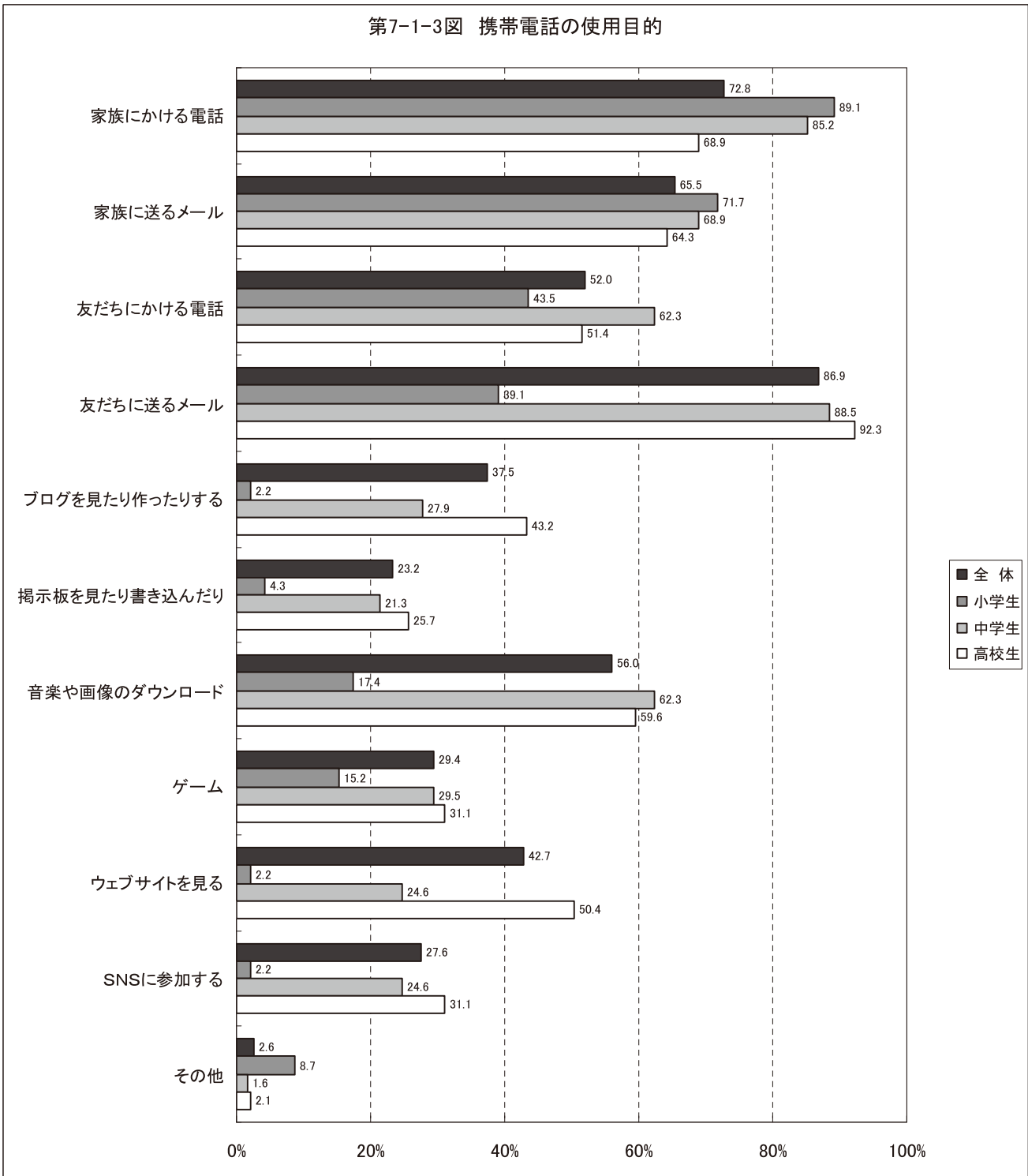
### (1) 全体集計結果

携帯電話の使用目的を尋ねたところ、「友だちに送るメール」が86.9%で最も高く、以下、「家族にかける電話」(72.8%)、「家族に送るメール」(65.5%) などとなっている。(回答者数496人)

### (2) 学校種別集計結果

小学生では、「家族にかける電話」(89.1%)、「家族に送るメール」(71.7%)、「友だちにかける電話」(43.5%)が上位を占めている。中学生では、「友だちに送るメール」(88.5%)、「家族にかける電話」(85.2%)、「家族に送るメール」(68.9%)が上位を占めている。高校生では、「友だちに送るメール」(92.3%)、「家族にかける電話」(62.3%)、「家族に送るメール」(64.3%)が上位を占めている。

第7-1-3図 携帯電話の使用目的



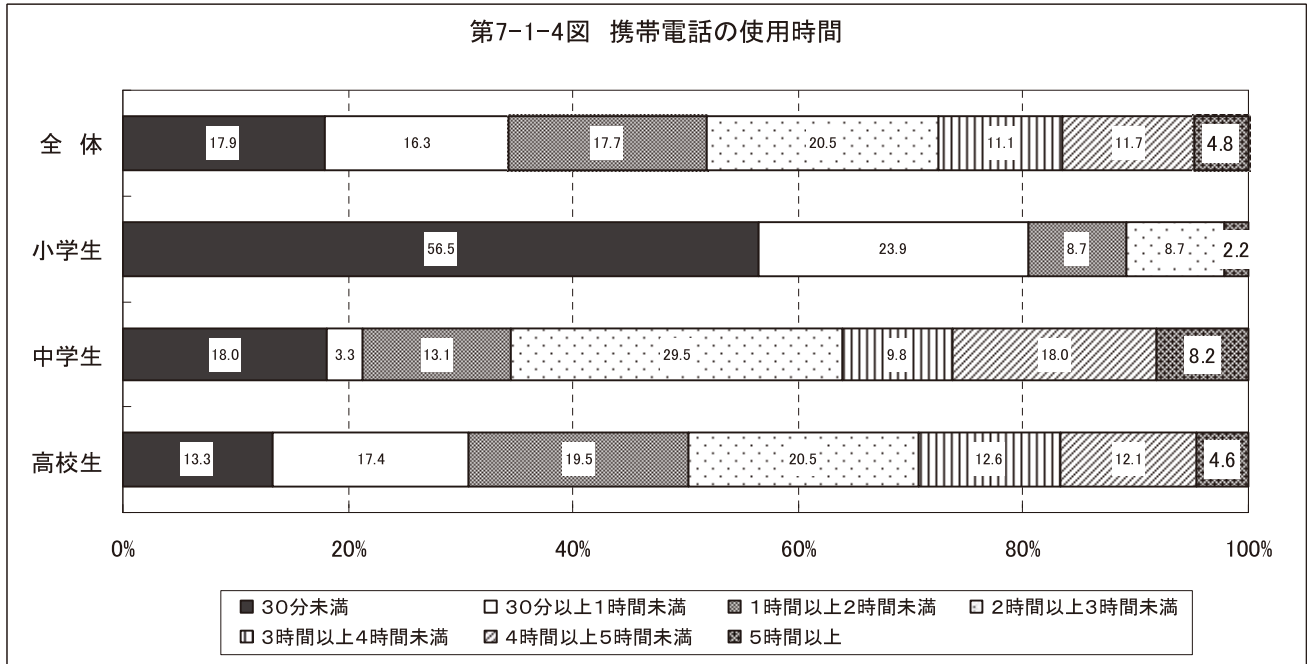
### 3 携帯電話の使用時間

#### (1) 全体集計結果

携帯電話の使用時間を尋ねたところ、「2時間以上3時間未満」が20.5%で最も高く、以下、「30分未満」(17.9%)、「1時間以上2時間未満」(17.7%)などとなっている。(回答者数497人)

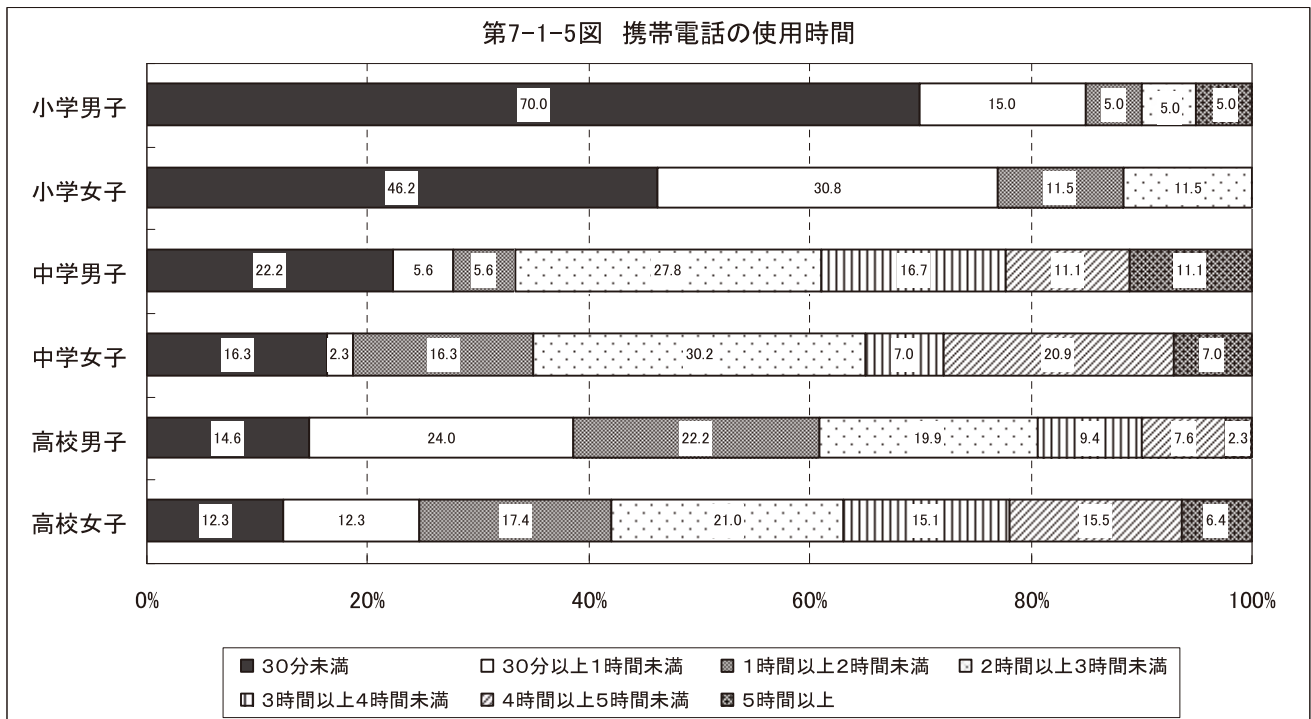
#### (2) 学校種別集計結果

学校種別に使用時間について見てみると、小学生は「30分未満」が56.5%で最も高く、中学生、高校生では、「2時間以上3時間未満」が、29.5%、20.5%で最も高い。



#### (3) 性別集計結果

小学生は「30分未満」(男子70.0%、女子46.2%)が男女ともに最も高い。また、中学生は「2時間以上3時間未満」(男子27.8%、女子30.2%)が男女ともに最も高い。高校生では、男子は「30分以上1時間未満」(24.0%)、女子は「2時間以上3時間未満」(21.0%)が最も高い。



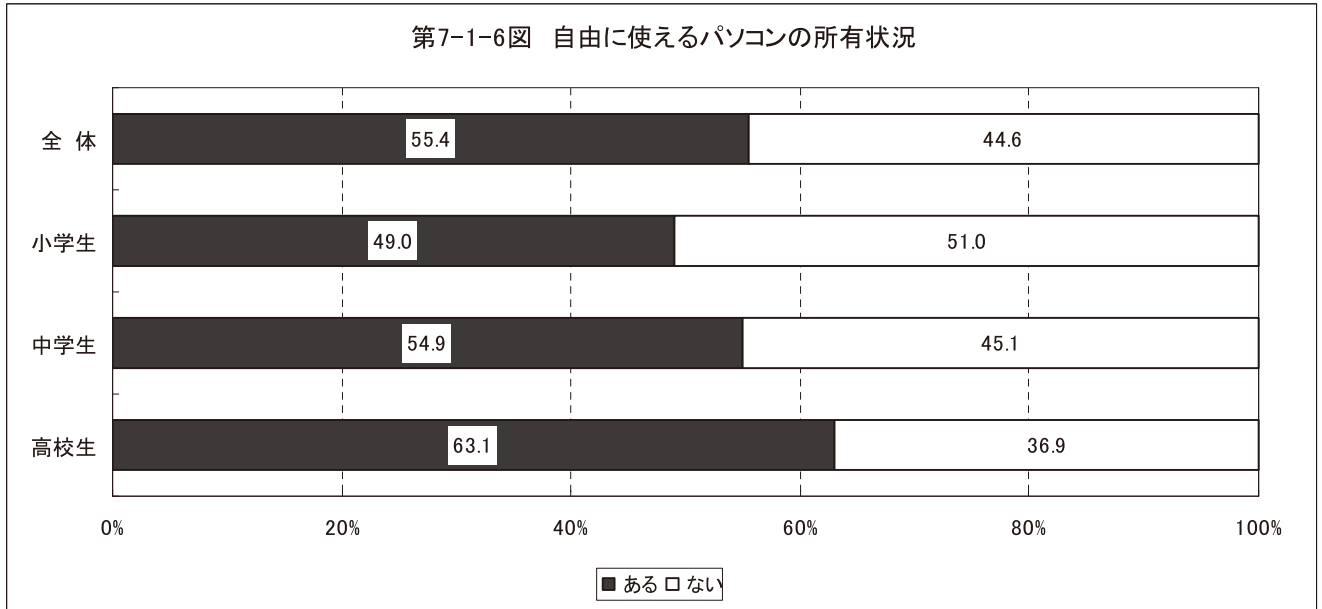
4 自由に使えるパソコンの所有状況

(1) 全体集計結果

自由に使えるパソコンがあるかどうかを尋ねたところ、「ある」が55.4%となっており、「ない」(44.6%)よりも10.8ポイント高い。(回答者数1,248人)

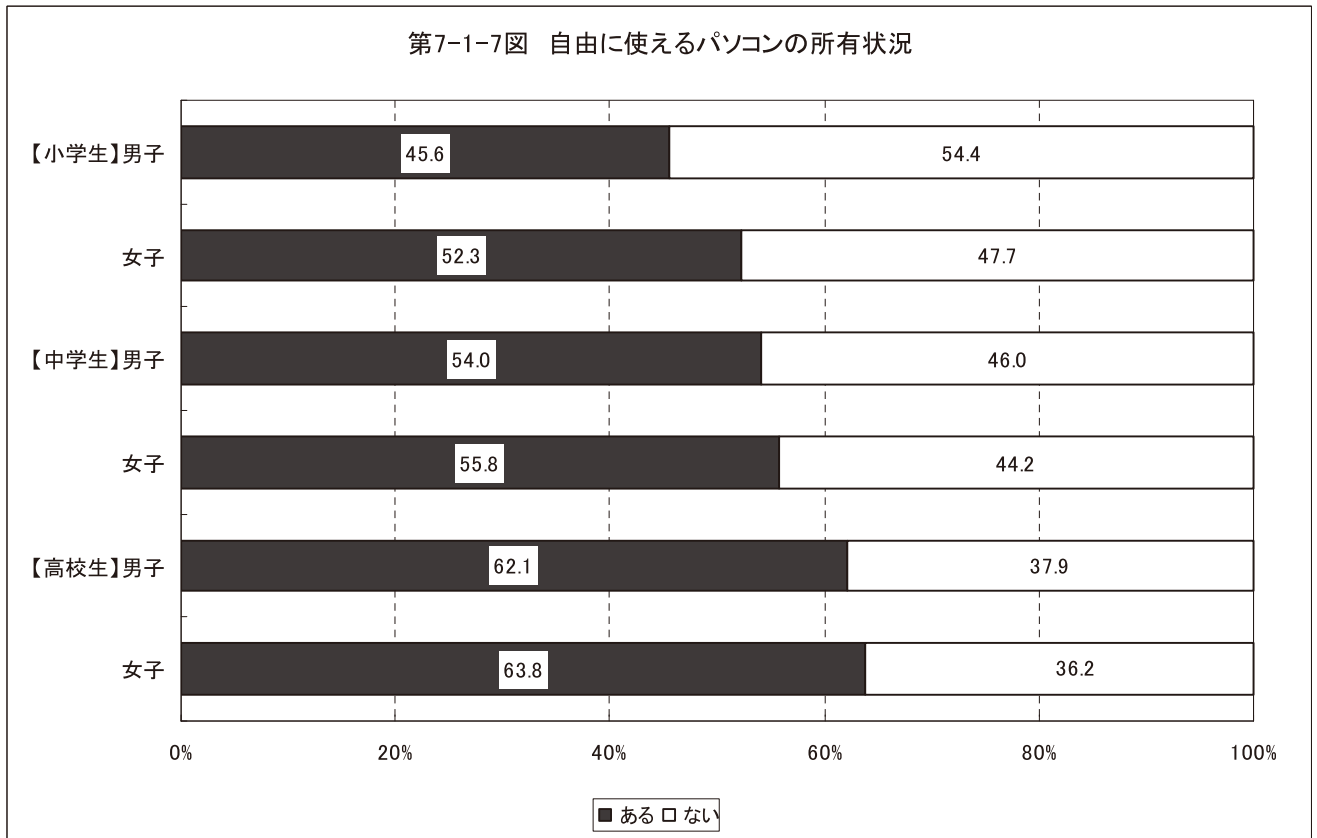
(2) 学校種別集計結果

自由に使えるパソコンの所有率が最も高いのは、高校生の63.1%で、以下、中学生が54.9%、小学生が49.0%となっている。



(3) 性別集計結果

『自由に使えるパソコン』の所有率が最も高いのは、高校女子で63.8%となっており、以下、高校男子(62.1%)、中学女子(55.8%)などとなっている。



## 5 自由に使えるパソコンの使用目的

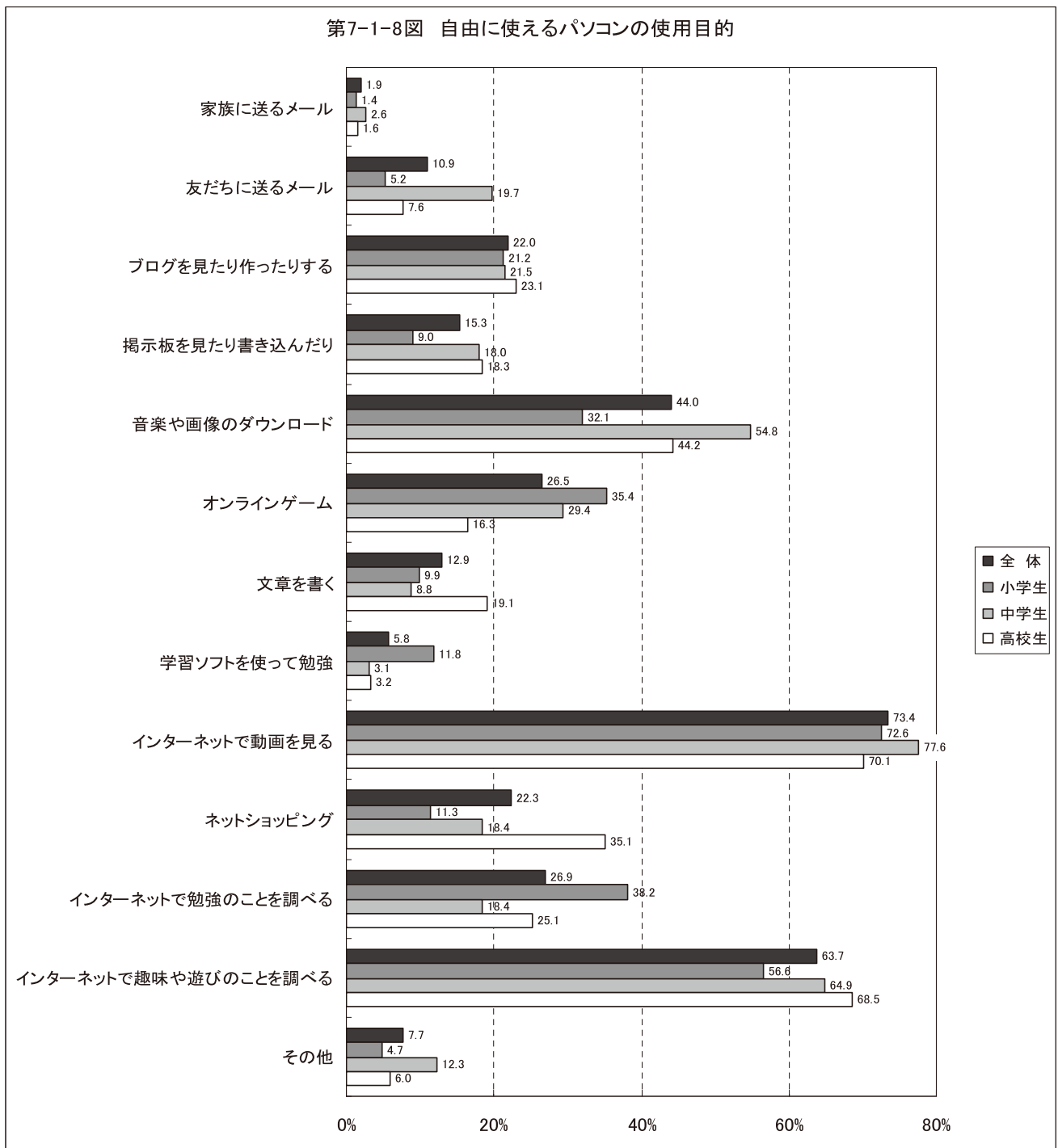
### (1) 全体集計結果

自由に使えるパソコンの使用目的を尋ねたところ、「インターネットで動画を見る」が73.4%で最も高く、以下、「インターネットで趣味や遊びのことを調べる」(63.7%)、「音楽や画像のダウンロード」(44.0%) などとなっている。(回答者数 691 人)

### (2) 学校種別集計結果

小学生、中学生、高校生いずれも、「インターネットで動画を見る」(小学生 72.6%、中学生 77.6%、高校生 70.1%)、「インターネットで趣味や遊びのことを調べる」(小学生 56.6%、中学生 64.9%、高校生 68.5%) が上位を占めている。

以下、小学生は「インターネットで勉強のことを調べる」(38.2%)、中学生、高校生は「音楽や画像のダウンロード」(中学生：54.8%、高校生 44.2%) などとなっている。



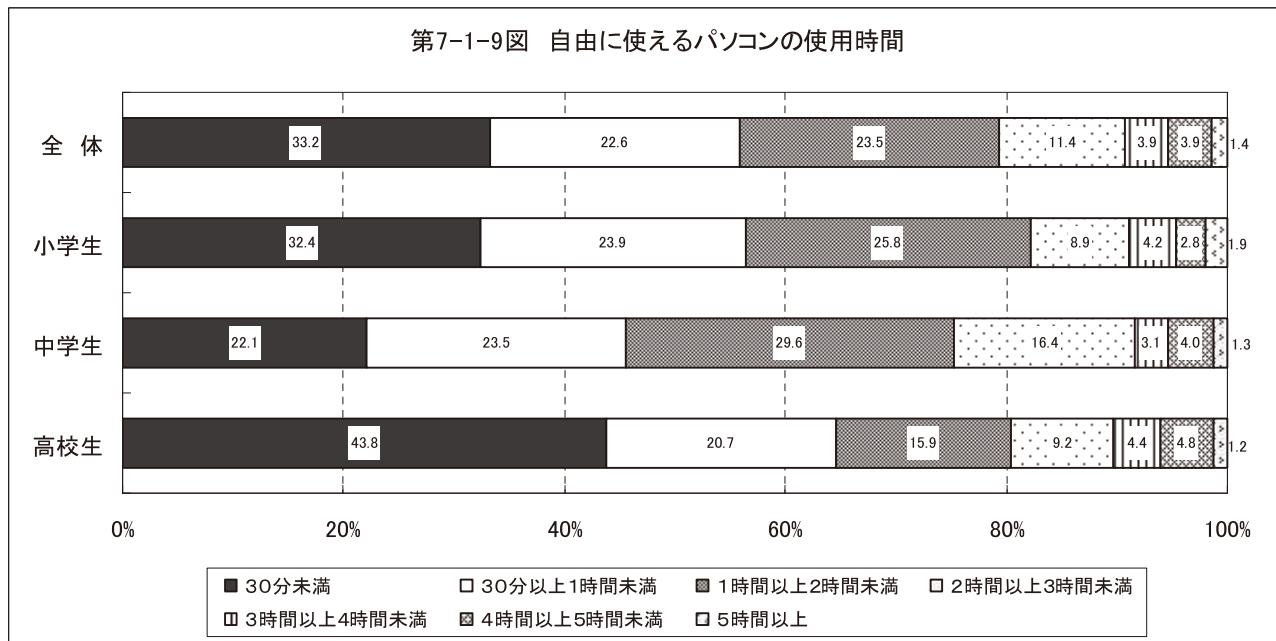
6 自由に使えるパソコンの使用時間

(1) 全体集計結果

自由に使えるパソコンの使用時間を尋ねたところ、「30分未満」が33.2%で最も高く、以下、「1時間以上2時間未満」(23.5%)、「30分以上1時間未満」(22.6%)などとなっている。(回答者数690人)

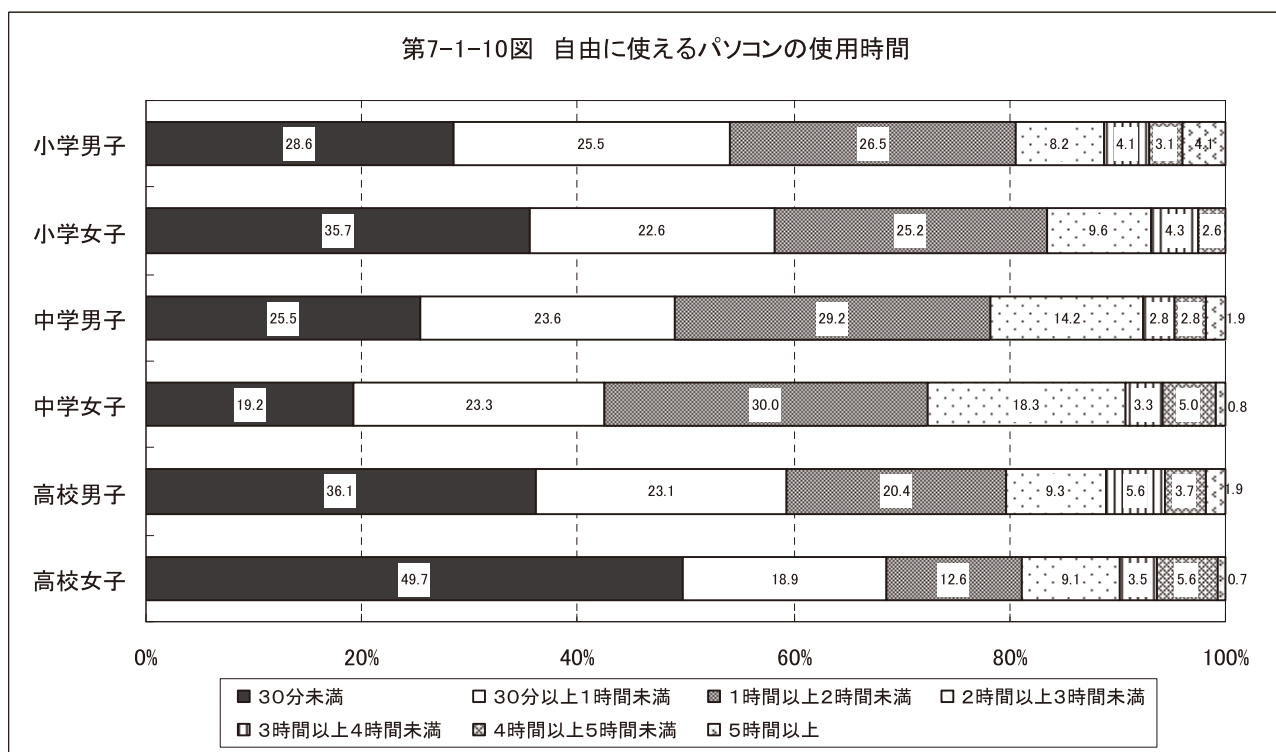
(2) 学校種別集計結果

小学生、中学生、高校生いずれも、「30分未満」(小学生32.4%、中学生22.1%、高校生43.8%)、「30分以上1時間未満」(小学生23.9%、中学生23.5%、高校生20.7%)、「1時間以上2時間未満」(小学生25.8%、中学生29.6%、高校生15.9%)が上位を占めている。



(3) 性別集計結果

小学生の男女、高校生の男女が「30分未満」が最も高いのに対して、中学生は男女ともに「1時間以上2時間未満」の割合が最も高い。





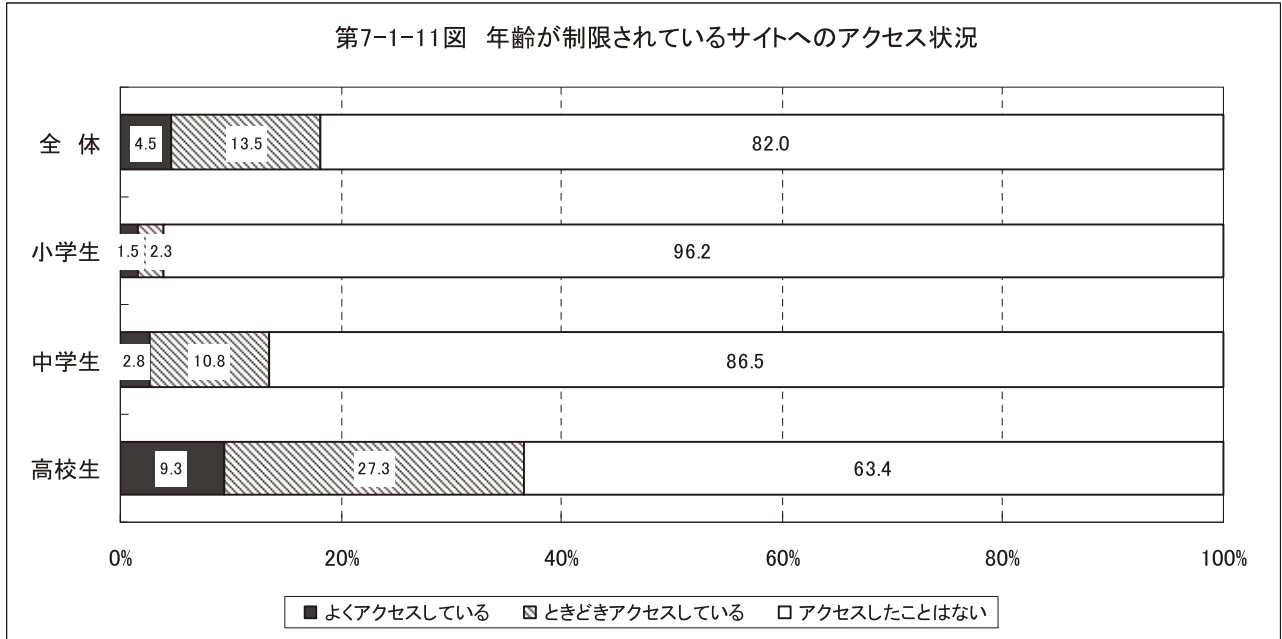
7 年齢制限サイトへのアクセス状況

(1) 全体集計結果

年齢が制限されているサイトにアクセスしたことがあるかどうか尋ねたところ、「アクセスしたことはない」が82.0%で最も高い。「よくアクセスしている」、「ときどきアクセスしている」を合わせた『アクセスしたことがある』は、18.0%となっている。(回答者数：1,187人)

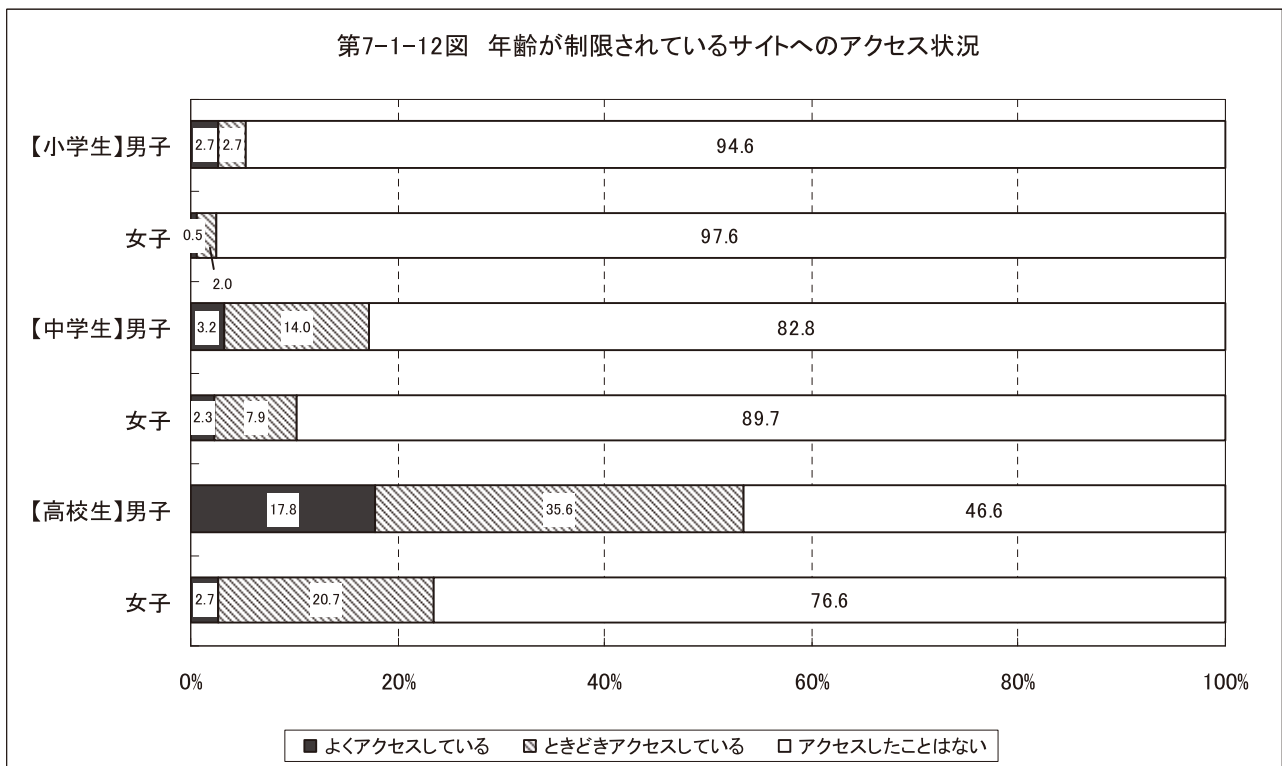
(2) 学校種別集計結果

「よくアクセスしている」、「ときどきアクセスしている」を合わせた『アクセスしたことがある』を見てみると、高校生が36.6%で最も高く、以下、中学生(13.6%)、小学生(3.8%)となっている。



(3) 性別集計結果

『アクセスしたことがある』を見てみると、高校男子が53.4%で最も高い。また、小学生、中学生、高校生のいずれも男子のほうが女子よりも高い。



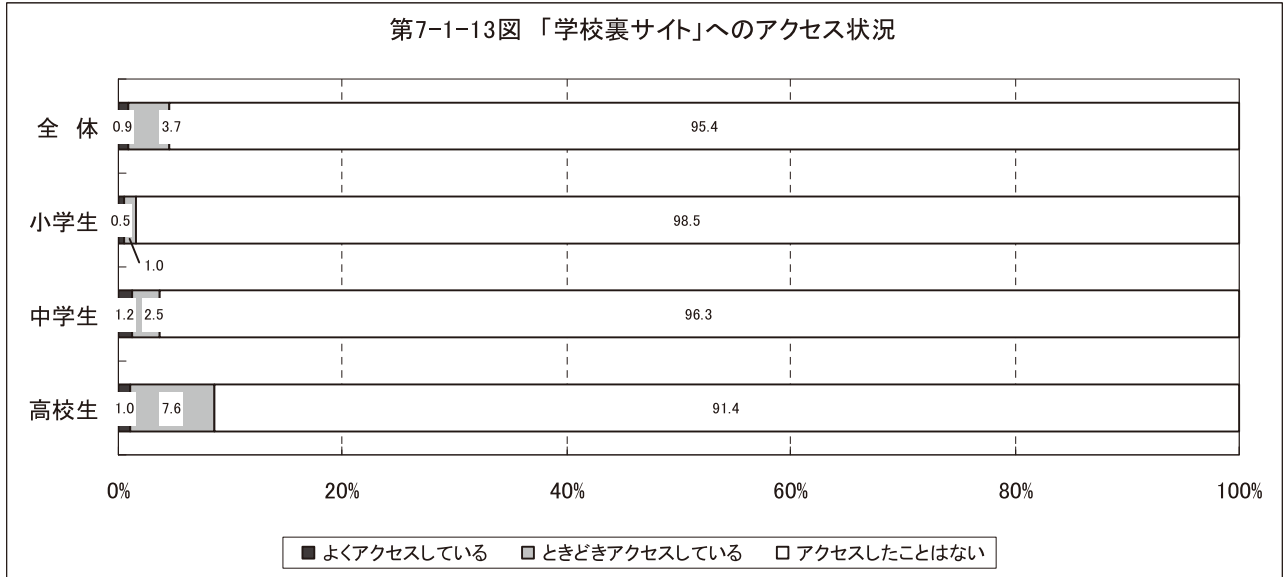
## 8 学校裏サイトへのアクセス状況

### (1) 全体集計結果

「学校裏サイト」にアクセスしたことがあるかどうか尋ねたところ、「アクセスしたことはない」が95.4%と最も高い。「よくアクセスしている」、「ときどきアクセスしている」、を合わせた『アクセスしたことがある』は4.6%となっている。(回答者数：1,204人)

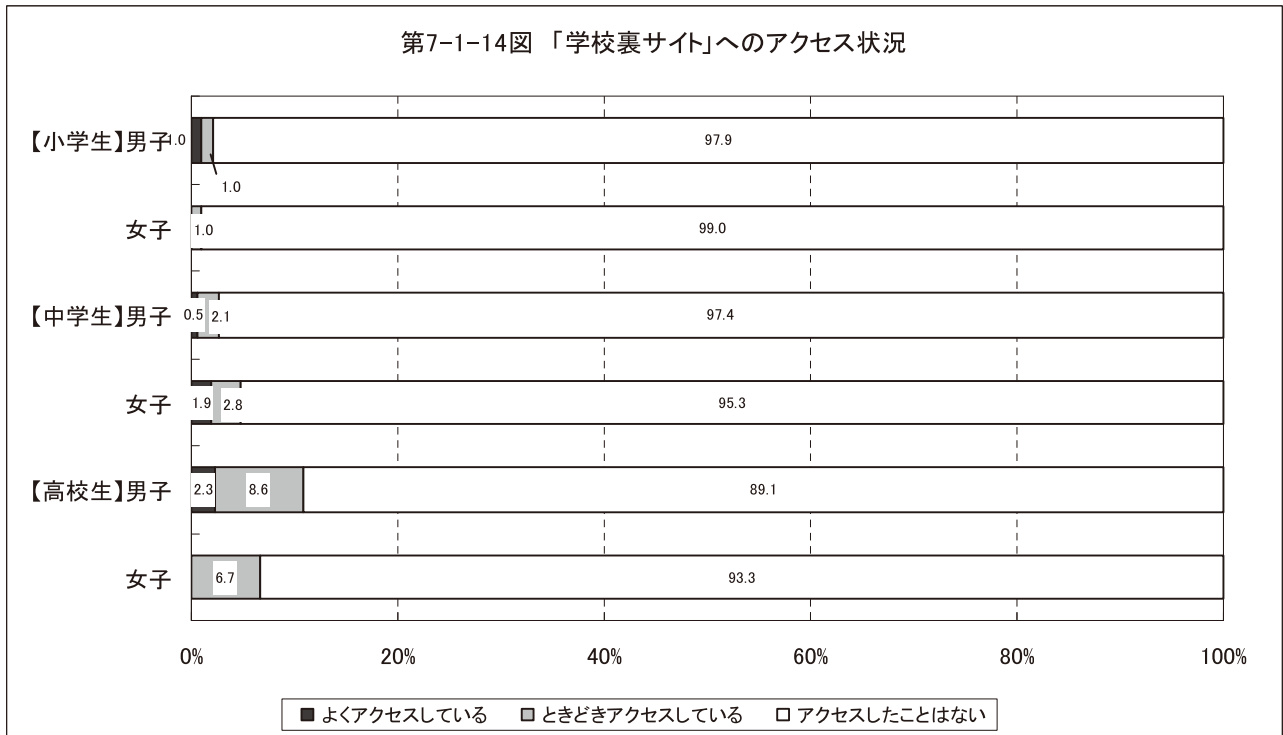
### (2) 学校種別集計結果

「よくアクセスしている」、「ときどきアクセスしている」を合わせた『アクセスしたことがある』を見てみると、高校生が8.6%で最も高く、以下、中学生3.7%、小学生1.5%となっている。



### (3) 性別集計結果

『アクセスしたことがある』を見てみると、高校男子が10.9%で最も高い。また、小学生、高校生では男子のほうが女子よりも高いが、中学生では女子のほうが男子よりも高い。



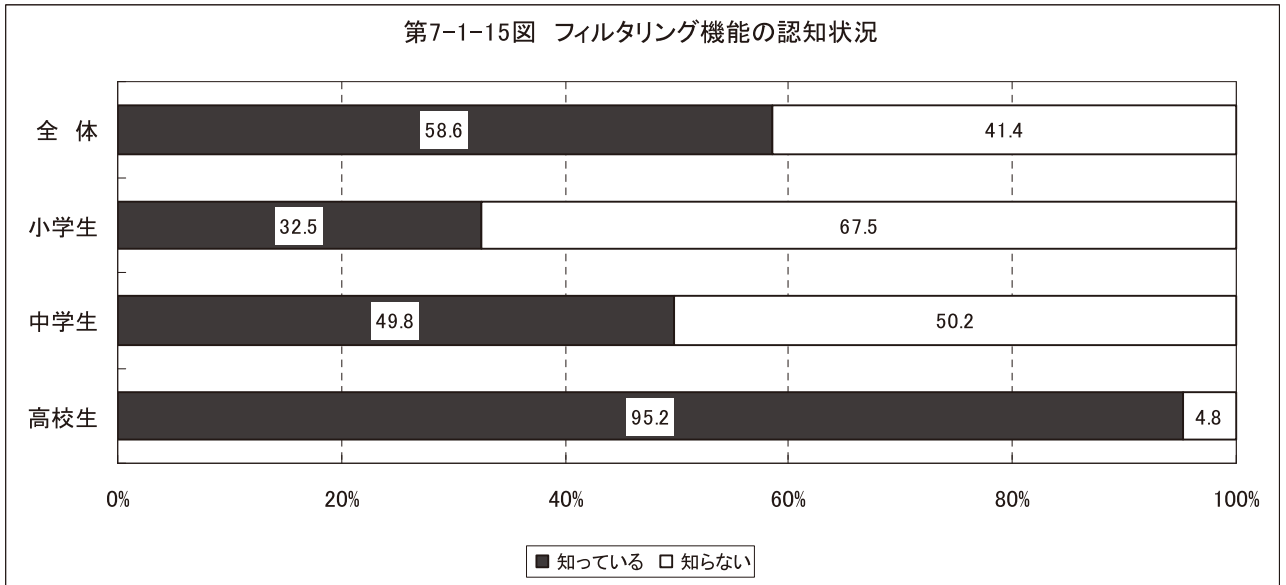
9 フィルタリング機能の認知状況

(1) 全体集計結果

フィルタリング機能を知っているかどうか尋ねたところ、58.6%が「知っている」と回答している。  
 (回答者数：1,228人)

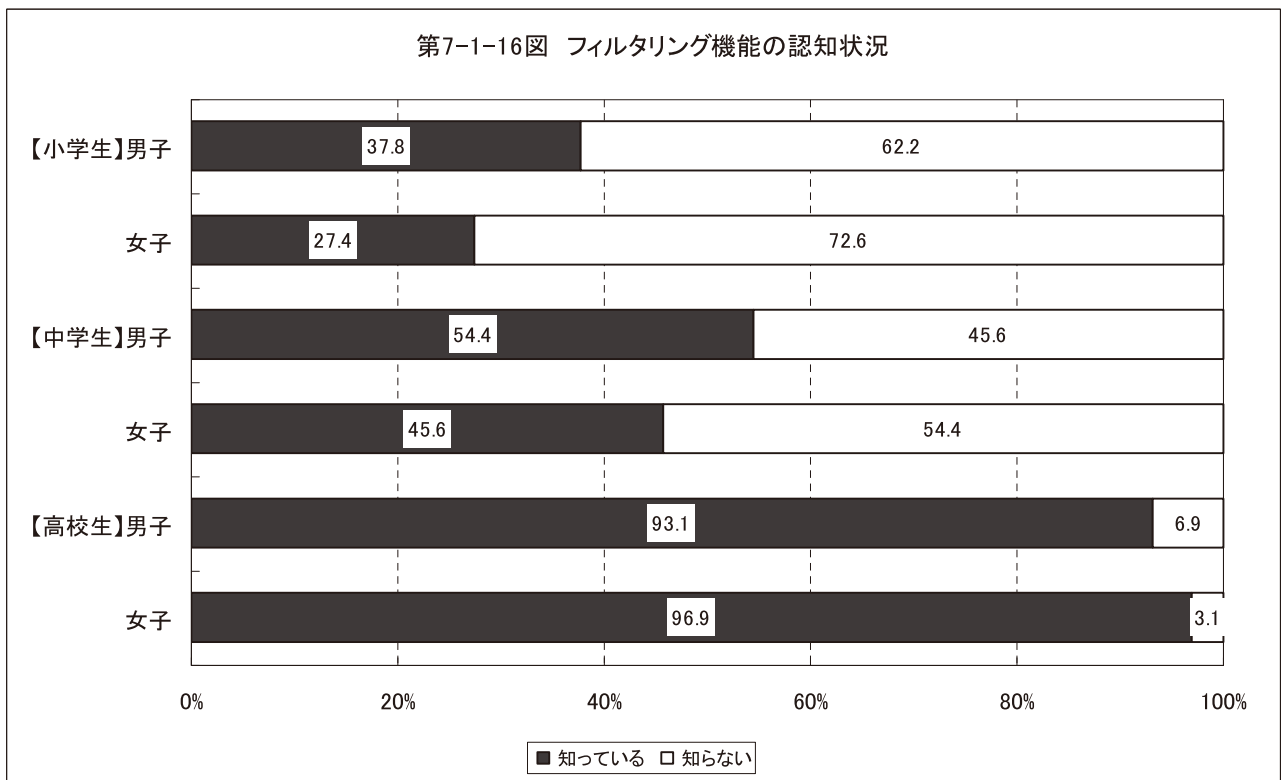
(2) 学校種別集計結果

「知っている」を見てみると、高校生が95.2%で最も高く、以下、中学生(49.8%)、小学生(32.5%)となっている。



(3) 性別集計結果

「知っている」を見てみると、高校女子が96.9%で最も高く、以下、高校男子(93.1%)、中学男子(54.4%)となっている。また、高校生は女子のほうが男子よりも高いが、小学生、中学生は男子のほうが女子よりも高い。



## 10 携帯電話のフィルタリング機能の利用状況

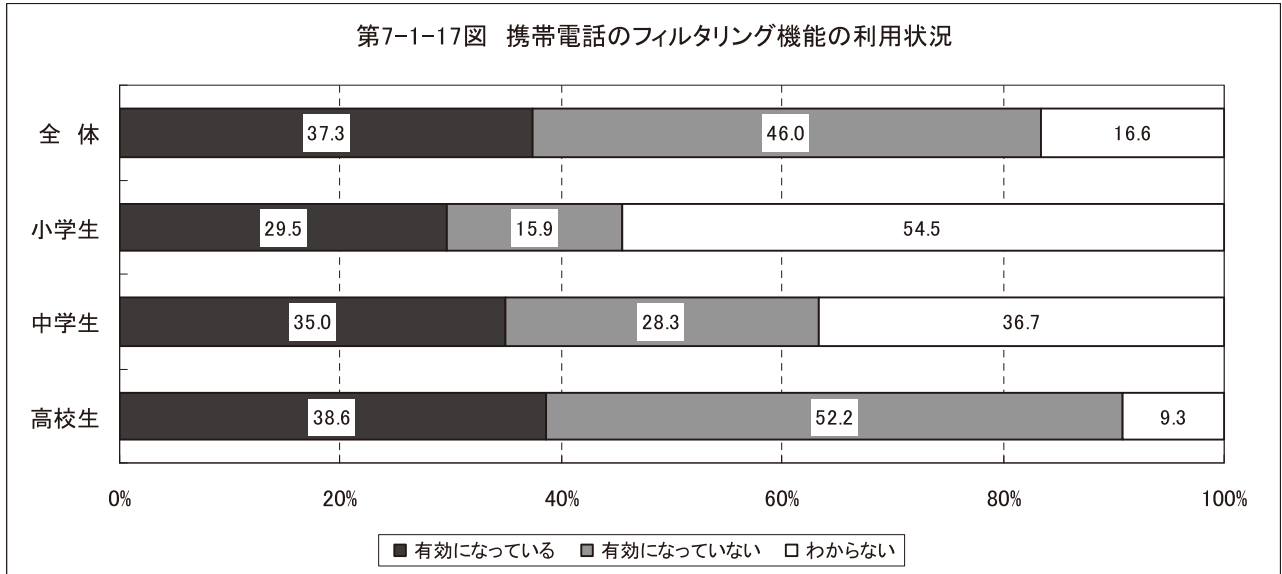
### (1) 全体集計結果

使用している携帯電話のフィルタリング機能が有効になっているかどうかを尋ねたところ、「有効になっていない」が46.0%で最も高く、以下「有効になっている」(37.3%)、「わからない」(16.6%)となっている。

(回答者数：493人)

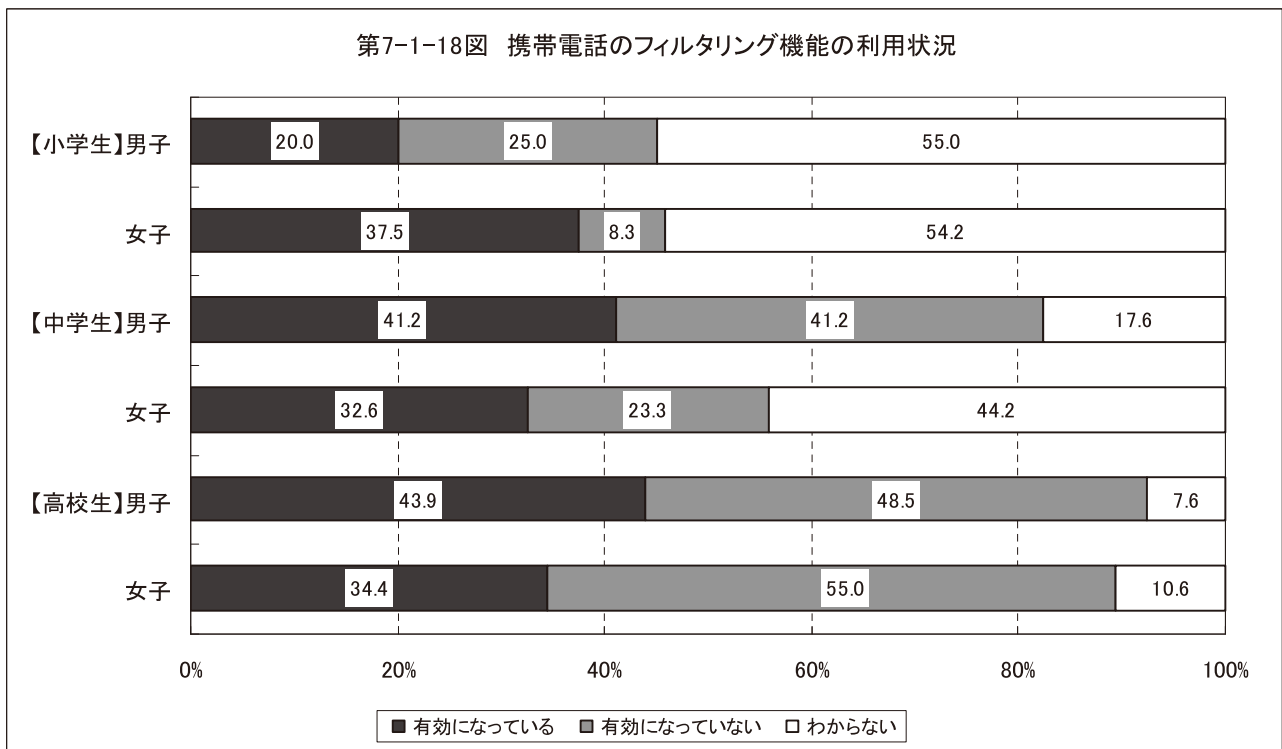
### (2) 学校種別集計結果

「有効になっている」を見てみると、高校生が38.6%で最も高く、以下、中学生(35.0%)、小学生(29.5%)となっている。一方、「有効になっていない」を見てみると、高校生が52.2%で最も高く、以下、中学生(28.3%)、小学生(15.9%)となっている。また、小学生については、半数以上が「わからない」(54.5%)となっている。



### (3) 性別集計結果

「有効になっている」を見てみると、高校男子が43.9%で最も高い。また、小学生は女子のほうが男子よりも高いが、中学生、高校生は男子のほうが女子よりも高い。



### 11 パソコンのフィルタリング機能の利用状況

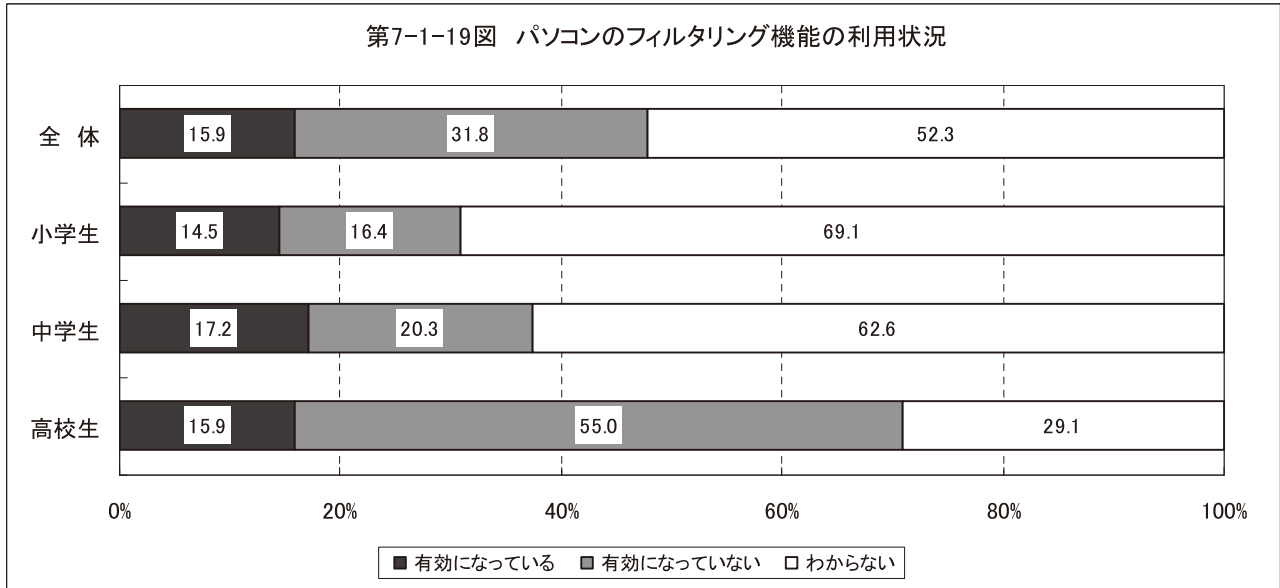
#### (1) 全体集計結果

自由に使えるパソコンのフィルタリング機能が有効になっているかどうかを尋ねたところ、「わからない」が52.3%で最も高く、以下「有効になっていない」(31.8%)、「有効になっている」(15.9%)となっている。

(回答者数：685人)

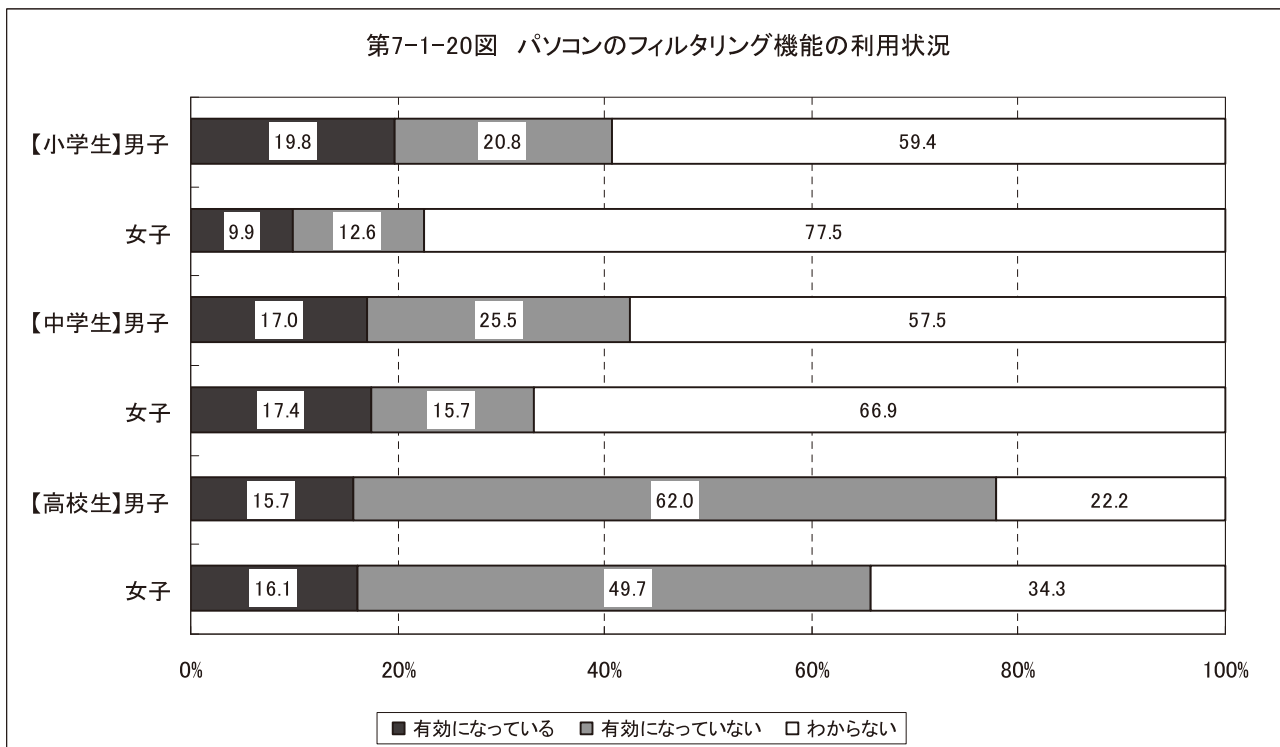
#### (2) 学校種別集計結果

「有効になっている」を見てみると、中学生が17.2%で最も高く、以下、高校生(15.9%)、小学生(14.5%)となっている。一方、「有効になっていない」を見てみると、高校生が55.0%で最も高く、以下、中学生(20.3%)、小学生(16.4%)となっている。また、小学生と中学生については、半数以上が「わからない」(小学生：69.1%、中学生：62.6%)となっている。



#### (3) 性別集計結果

「有効になっている」を見てみると、小学男子が19.8%で最も高い。また、小学生は男子のほうが女子よりも高いが、中学生と高校生については男女間にほとんど差は見られない。



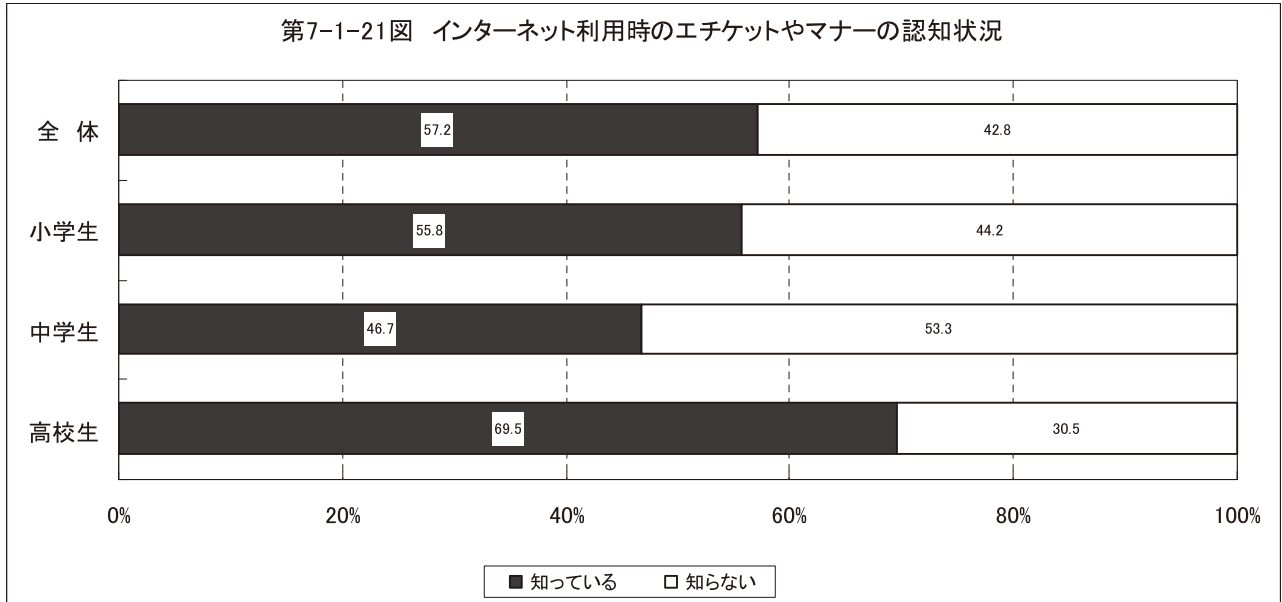
12 インターネット利用時のエチケットやマナーの認知状況

(1) 全体集計結果

インターネットを利用する時のエチケットやマナーを知っているかどうか尋ねたところ、「知っている」が57.2%となっており、「知らない」(42.8%)を14.4ポイント上回っている。(回答者数：1,233人)

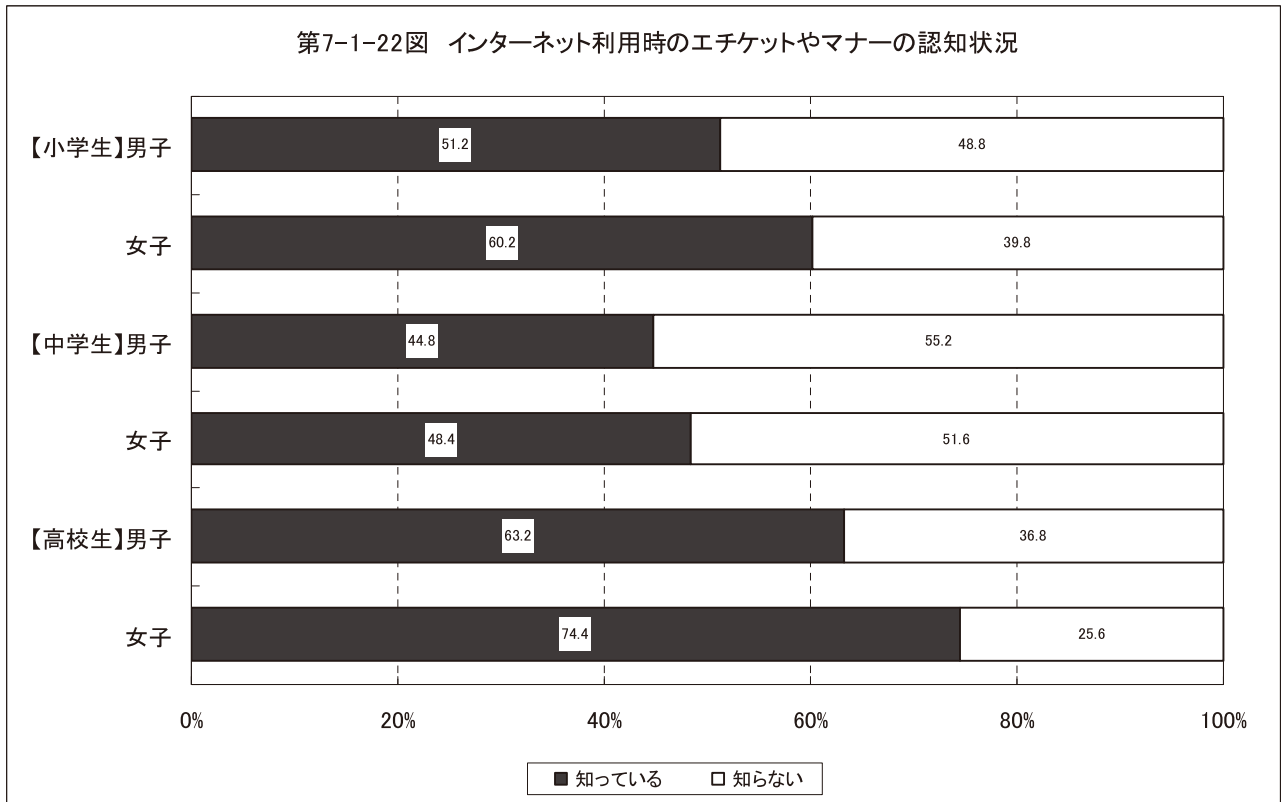
(2) 学校種別集計結果

「知っている」を見てみると、高校生が69.5%で最も高く、以下、小学生(55.8%)、中学生(46.7%)となっている。



(3) 性別集計結果

「知っている」を見てみると、高校女子が74.4%で最も高い。また、小学生、中学生、高校生のすべての学校種別で女子のほうが男子よりも高い。



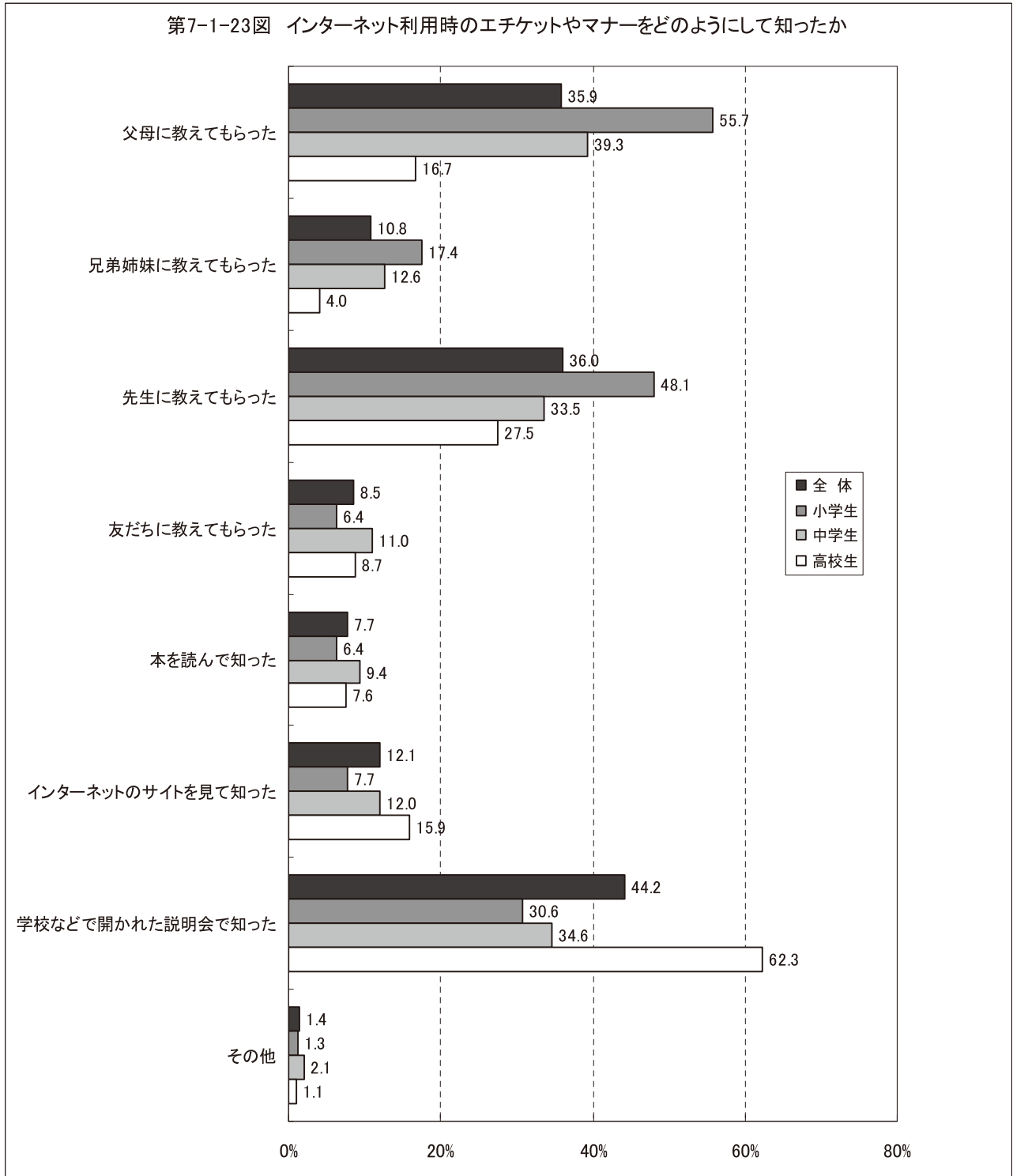
### 13 インターネット利用時のエチケットやマナーの習得状況

#### (1) 全体集計結果

携帯電話やパソコンでインターネットを使用するときのエチケットやマナーをどのようにして知ったか尋ねたところ、「学校などで開かれた説明会で知った」が44.2%で最も高く、以下、「先生に教えてもらった」(36.0%)、「父母に教えてもらった」(35.9%) などとなっている。(回答者数：702人)

#### (2) 学校種別集計結果

小学生、中学生、高校生のいずれも、「学校などで開かれた説明会で知った」(小学生30.6%、中学生34.6%、高校生62.3%)、「先生に教えてもらった」(小学生48.1%、中学生33.5%、高校生27.5%)、「父母に教えてもらった」(小学生55.7%、中学生39.3%、高校生16.7%)が上位を占めているが、その割合には学校種別で差が見られる。



## 14 有害情報からの青少年の保護

### ・青森県青少年健全育成条例より

インターネット上のアダルトサイト等を介したトラブルが増加していることから、有害情報から青少年を保護することを目的に、青森県青少年健全育成条例を平成18年10月に改正（規定の新設）し、平成19年4月1日から施行した。

#### ※条例の内容

- 保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- パソコンや携帯電話等の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者は、有害情報を青少年に閲覧等させないようにするため、フィルタリングソフトの活用等の必要な情報を提供するように努めなければならない。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないようフィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならない。

#### ※フィルタリングとは

インターネット上で公開されている情報について、ある条件と一致する情報を遮断する方法等によりパソコンなどの画面に表示させない機能で、こうした機能を持ったソフトウェアのことをフィルタリングソフトと呼ばれており、フィルタリング機能を活用するには市販のフィルタリングソフトのほか、プロバイダによるフィルタリングサービスなどがある。また、携帯電話の場合は、各携帯会社ごとに有害サイトアクセス制限サービスなどがある。

### ・合同サポートチーム（STEPS）の活動について

青森県教育庁及び青森県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム（STEPS）を結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣し、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援している。

平成23年度中における携帯電話やパソコンを利用したインターネット関連の派遣要請が5件あり、県内の児童生徒や教職員、保護者を対象に犯罪被害防止に向けた研修会を積極的に開催している。

特に、県内において発生している現状等を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法等について判りやすく説明している。



## 第2節 「青少年健全育成条例」の運用

### 1 条例制定の趣旨及び経緯

青森県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に制定（昭和55年4月1日施行）された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみ運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正（計9回）を重ねながら現在に至っている。

▲青森県青少年健全育成条例本文は付録（165ページ）、条例改正の経緯は第7章トピック（125ページ）を参照。

### 2 青少年健全育成審議会図書类等部会

#### (1) 設置

昭和55年4月19日、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を設置し、さらに平成18年4月19日、「地方青少年問題協議会法」に基づく「青森県青少年問題協議会」と、「青森県青少年健全育成条例」に基づく「(旧)青森県青少年健全育成審議会」を統合し、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項その他青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議するため、「青森県附属機関に関する条例」により「青森県青少年健全育成審議会」を設置した。

また、審議会に青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため図書类等部会を置くこととした。審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書类等部会では、有害図書类等の指定、優良書籍等の推奨及び青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。

▲青森県青少年健全育成審議会については、第8章第1節2（130ページ）を参照。

#### (2) 組織構成

審議委員会は、学識経験者、関係業界、青少年育成団体の関係者等24名（任期2年）で構成されており、その状況は第7-2-1表のとおりである。

第7-2-1表 青少年健全育成審議会委員構成表 (平成24年1月現在)

委員数	学識経験者	関係業界	青年団体	学校関係	青少年育成者	公募
24名	6名	3名	3名	4名	6名	2名

資料：青少年・男女共同参画課

### 3 有害図書類の指定状況

条例第12条の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて有害指定しており、その状況は第7-2-2表のとおりである。

なお、平成8年の条例改正により、一定の基準に該当する有害な図書類は知事が指定したものとみなす、いわゆる「包括指定制度」が導入されたことにより、審議会の答申に基づく指定図書類は大幅に減少した。

第7-2-2表 有害図書類の指定状況

区分	年度	H18	H19	H20	H21	H22
総数（冊）		27	24	19	22	23
	月刊誌	11	12	10	13	13
	単行本	—	—	—	—	—
	コミック誌	16	12	9	9	10
	ビデオテープ	—	—	—	—	—

資料：青少年・男女共同参画課

#### 4 優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況

条例第 25 条の規定に基づき、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、その状況は第 7-2-3 表のとおりである。

第 7-2-3 表 優良書籍、映画及び団体の推奨

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
優良書籍(冊)	5	6	4	6	8
優良映画(本)	1	4	—	—	—
優良団体	1	—	—	—	1

(注) 団体の推奨規定は平成 8 年に新設

資料：青少年・男女共同参画課

#### 5 条例に基づく表彰状況

条例第 26 条の規定に基づき、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年、青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っており、その状況は第 7-2-4 表のとおりである。

第 7-2-4 表 条例に基づく表彰状況

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
個人	6	5	3	5	8
団体	—	—	—	—	—

資料：青少年・男女共同参画課

### 第 3 節 社会環境浄化活動の状況

#### 1 立入調査員の配置及び調査実施状況

条例の遵守状況を調査するための立入調査員を 28 人（青少年・男女共同参画課 8 人、各地域県民局地域健康福祉部 20 人）配置し、それぞれの区域における調査活動を行っている。

また県では毎年、立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行っており、平成 23 年 3 月末現在での把握数は、有害図書類等収納自動販売機 118、有害図書類取扱書籍販売店 124、有害図書類等取扱スーパー等 551、有害ビデオ及び DVD 取扱店等 135、有害コンピュータソフト販売店 46、個室カラオケ営業店 52 となっている。

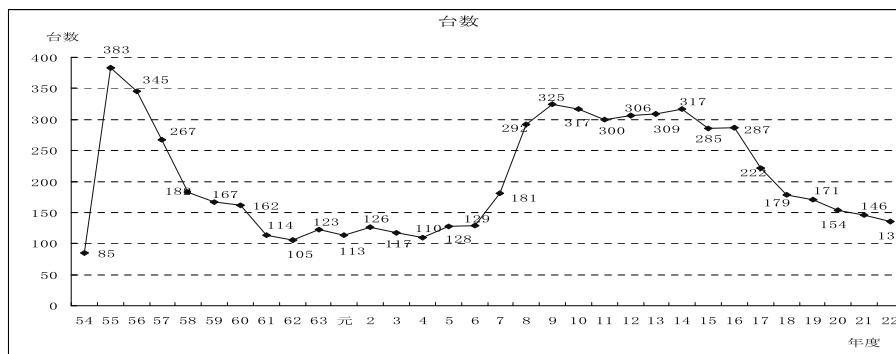
#### 2 有害図書類収納自動販売機の設置状況

本県における有害図書類収納自動販売機の設置台数は、昭和 56 年 11 月以降、年々減少の傾向にあったが、平成 6 年から増加傾向を示していたことから、平成 8 年の条例改正により、自動販売機数による販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるよう、業者に設置の届出を義務付けている。

今後も設置業者などに対する条例の遵守に関する行政指導はもちろん、地域における有害図書類収納自動販売機の撤去及び場所を貸さない運動のより一層の展開を図る必要がある。

本県における昭和 54 年以降の有害図書類収納自動販売機の設置台数の推移は、第 7-3-1 図のとおりである。

第 7-3-1 図 有害図書類収納自動販売機設置台数の推移



資料：青少年・男女共同参画課

## トピック 「青森県青少年健全育成条例」の改正について

### 1 改正の経緯

#### (1) 昭和59年12月の一部改正（昭和60年2月13日施行）

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風適法」という。）」の施行に伴い、同法の規制対象となった風俗営業者等を条例の適用除外とすることを内容とする一部改正を行った。

#### (2) 平成4年3月の一部改正（平成4年5月1日施行）

青少年に有害なコミック単行本など青少年を取り巻く社会環境の変化に対応して、有害な環境から青少年を守るため、有害図書類の範囲の拡大、有害図書類等の緊急指定制度の新設、立入調査制度の新設、罰金額の引き上げ等を内容とする一部改正を行った。

#### (3) 平成8年10月の一部改正（平成9年1月1日施行）

テレホンクラブ等営業の増加に伴う性被害を受ける女子青少年の増加、有害図書類を収納する自動販売機等の増加などに対応するため、テレホンクラブ等営業に関する規制、有害図書類に関する包括指定制度の新設、性に関するがん具等についての規制措置、自動販売機等による図書類等の販売等の届出制、罰則強化などを内容とする一部改正を行った。

#### (4) 平成10年12月の一部改正（平成11年4月1日施行）

風適法の一部改正（無店舗型性風俗特殊営業に対する規制等）に伴い、青少年の立入禁止場所、青少年に対する広告の規制について所要の条項整備を行った。

#### (5) 平成11年10月の一部改正（平成11年11月1日施行）

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の制定に伴い、テレホンクラブ等営業の停止等の条項において、行政処分事由に同法を加えることを内容とする一部改正を行った。

#### (6) 平成11年12月の一部改正（平成12年4月1日施行）

地方分権の推進に関係して「地方自治法」が一部改正されたことに伴い、市町村の責務を規定した条項の削除等を内容とする一部改正を行った。

#### (7) 平成14年3月の一部改正（平成14年4月1日施行）

風適法の一部改正（店舗型電話異性紹介営業等の定義付け等）に伴い、条例で規制されていたテレホンクラブ等営業の届出の削除等を内容とする一部改正を行った。

#### (8) 平成18年10月の一部改正（平成19年4月1日施行）

青少年の深夜外出の増加や第三者による深夜連れ出しによる被害発生、不健全遊興を目的とした換金事案の増加、さらに、インターネットを介して青少年が事件やトラブルに巻き込まれたりするなど、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応して、個室カラオケ営業所への立入規制、古物の買い受け等に関する規制、深夜の青少年の連れ出し規制、インターネット上の有害情報からの青少年の保護等を内容とする一部改正を行った。

#### (9) 平成20年10月の一部改正（平成21年4月1日施行）

青少年による刃物等を使用した重大事件が発生するなど、青少年を取り巻く社会環境に対応するため、青少年に対する刃物その他の危険器具の販売等に関する規制を内容とする一部改正を行った。

## 2 最近の改正理由と内容（平成20年10月17日公布、平成21年4月1日施行）

### (1) 改正の理由

青少年による刃物を使用した重大事件が全国的に発生するなど、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化していることから、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある危険な器具に対応するため。

### (2) 改正の内容

#### ① 用語の定義

刃物その他の人に危害を加える器具として使用できる物

「刃物」とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同程度の物理的性能を有する材質（例えばセラミック等）でできている片刃、両刃の器具の全てをいう。

「危害」とは、人の生命や身体等を損なう危険とその損害をいう。

「器具」とは、比較的構造が簡単な道具等をいい、自動車や工作機械などの複雑な機械装置や医薬品や毒劇物、あるいは加工されていない石や木などは含まれない。

「その他人に危害を加える器具として使用することができる物」とは、物の性質、性状から客観的に判断して、現実危害を加える器具として使用できるものであり、例えば、エアソフトガンと呼ばれる遊技銃やクロスボウ、スリングショット、スタンガン、がん具手錠、特殊警棒等が考えられる。

#### ② 危険器具の指定

知事は、危険器具でその形状、構造又は機能が著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを指定することができる。

青少年の健全な育成を阻害するおそれがある危険器具について、図書類等と同様に、知事が有害危険器具として指定し、それを告示するとともに、県民からの指定又はその取消しの申出の機会を明らかにしたものである。なお、指定に当たっては、その公平性と妥当性を確保するため、各層の有識者や関係業者等の代表者をもって構成する「青森県青少年健全育成審議会」の意見を聴いて行うものである。

#### ③ 指定危険器具の販売等の規制

危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させてはならない。【20万円以下の罰金・科料】

危険器具の販売又は貸付けを行う業者の遵守すべき事項を規定したものであり、販売業者等に対して、罰則を科して指定危険器具の販売等の禁止規定を新設したものの。

#### ④ 指定危険器具以外の危険器具についての自主規制

危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させないように努めなければならない。【自主規制】

販売業者等に対して、指定危険器具以外の有害な危険器具を、青少年へ販売等しないように努めなければならない旨の規定を新設したものの。